

特記事項

1 存置施設

次の施設については、撤去が困難であるため存置してある。

(1) コンクリート枿（地中埋設配管共）

雨水等の排水として機能していることが確認できるため。

(2) 切株

境界塀及びフェンスを崩壊させてしまう可能性があるため伐根できない。

(3) 敷地出入口部の汚水枿

近隣建物の浄化槽と共有しているため。

(4) 敷地出入口部のアスファルト舗装

(3)の枿の保護及び土砂流出防止のため

2 残存杭

従来あった建物の解体工事の際、既存杭の撤去を行ったが、次の4本については、引き抜き時に杭の先端が破損していたため完全に撤去がされていない。

敷地が狭隘であり、この残存杭を撤去することが施工的に困難であり、加えて地盤の健全性・安定性を損なう恐れがあることから存置してある。(Noは図面参照)

(1) 杭No. 2 撤去杭長さ 7.8m (隣接杭長さ 7.0～ 9.0m)

(2) 杭No. 17 撤去杭長さ 8.1m (隣接杭長さ 7.8～10.6m)

(3) 杭No. 35 撤去杭長さ 7.6m (隣接杭長さ 12.0m)

(4) 杭No. 37 撤去杭長さ 7.3m (隣接杭長さ 11.8～12.0m)